

第13回 大阪湾ダブルハンドヨットレース 帆走指示書（S I）

平成30年9月22日23日
淡輪ヨットハーバー・大阪北港マリーナ

1、適用規則

- 1.1 本レースは、「セーリング競技規則2017-2020（RRS）」に定義された規則を適用する。
- 1.2 本レースにおいて適用する全ての規則において、次のとおりとする。
 - 1.2.1 [DP] は、プロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定する規則を意味する。
 - 1.2.2 [SP] は、レース委員会が審問無しに標準ペナルティーを適用することができる規則を意味する。レース委員会は抗議することもでき、その場合は審問を経てプロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定する。
 - 1.2.3 [NP] は、この規則の違反の艇は、艇による抗議の対象とならないことを意味する。これは、RRS 60.1 (a) を変更している。

2、競技者への通告

競技者への通告は、次の公式掲示に掲示される。

- 2.1 予告信号までの通告は、淡輪ヨットハーバー内に設置された公式掲示板。
- 2.2 予告信号以降の通告は、OHYC：メルボルンハウスに設置された公式掲示板。

3、[DP] [NP] 出艇申告

出艇申告は、平成29年9月22日の16：00から16：25に淡輪ヨットハーバー内に設置したレース本部にて行うものとする。なお、9月23日には出艇申告を受け付けない。

4、帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、次のいずれかによるものとする。

- 4.1 開催日の06：00までに、主催団体のホームページまたはレース本部への掲示。
- 4.2 開催日の艇長会議において、出艇申告を完了させた全艇が承諾した口頭による通知。
- 4.3 開催日において、予告信号前に、水上に参集した各艇が承諾した口頭による通知。

5、[NP] 陸上で発する信号

- 5.1 陸上で発する信号は、淡輪ヨットハーバーのレース本部のポールに掲揚される。但し、掲揚は出艇申告受付開始前から予告信号までとする。
- 5.2 AP旗が音響2声と共に掲揚された時は（降下の時は音響1声）、「レースは延期された。予告信号はAP旗の降下後30分以後に発せられる」ことを意味する。これはレース信号、AP旗を変更している。

6、日程

平成30年9月22日（土） 淡輪ヨットハーバー

16：00～16：25	出艇申告
16：30～	艇長会議
17：00～	前夜祭

平成30年9月23日(日)

6:55
16:30
18:30

予告信号(淡輪ヨットハーバー沖)
タイムリミット(大阪北港マリーナ沖)
表彰式(大阪北港マリーナ内メルボルンハウス)
但し、変更ある場合はメルボルンハウスに掲示する。

7、クラス旗

クラス旗は各クラス共通で、OHYCクラブ旗を用いる。

8、レースエリア

大阪湾・関西空港島南沖から大阪北港マリーナ沖への海域

9、コース

- 9.1 関西空港南沖に設置されるスタートラインから大阪北港マリーナ沖に設置されるフィニッシュラインまでの約2.5マイルのレグ。 付属文書の海図のとおり
- 9.2 通過すべきマークの順序、及び通過する側を示す。

スタート・関西島南沖

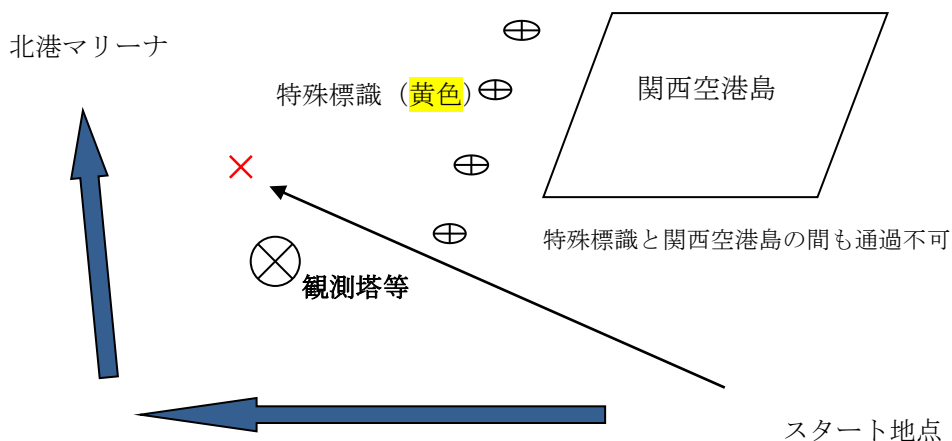
フィニッシュ・大阪北港沖



9.3

帆走禁止区域を設ける

- ① 関西空港連絡橋の下(関西空港島の西側を北上してください)
- ② 航行禁止区域(特殊標識等で示された海域)及び帆走禁止区域(例:港内は帆走禁止)
- ③ 関西空港島の西南方向1マイル以内に、観測塔及び灯標等(以下、観測塔等と称する)が設置されている場合、レース艇は観測塔等と関西空港島との間を通過してはならない。(観測塔等の南側から西側へと回り、大阪北港マリーナを目指すこと)



9.4

[NP] 付属文書の海図に示されたコース図は、関西空港島から大阪北港マリーナに至るコースを示したものである。海図に記載した実線は概位であり、位置の不正確さは艇による救済要求の根拠にはならない。この項はRRS60.1(b)を変更している

10、マーク

各マークは、黄色の立方体（又は円柱形）ブイを使用する。

11、コミッティーボート

本部船として、原則として、OHYCレスキュー艇「たけなわ」を使用する。

12、スタート

12.1 レースは、RRS 26に従ってスタートする。

信号	旗と音響	スタートまでの時間
予告	OHYC 旗掲揚・音響1声	5分
準備	P 旗又は I 旗掲揚・音響1声	4分
1分前	準備旗降下・長音1声	1分
スタート	OHYC 旗降下・音響1声	0分

12.2 スタートラインは、コミッティーボートの OHYC 旗を揚げたポールとアウトサイドリミットマーク（黄色）との間のレースエリア側とする。

12.3 スタート信号後の7分以降にスタートする艇は、「スタートしなかった」と記録される。これは付則A4を変更している。

13、リコール

13.1 リコールは、RRS 29.1により信号が発せられる。

13.2 [NP] スタート信号時に、艇がRRS 29.1（個別リコール）に従わなければならない場合、レース委員会は音響信号1声と共にX旗を掲揚し、VHFチャンネル72で、その艇の艇名又はセール番号を送信するように努める。送信できなかつたり、送信の時期が適切でなかつたとしても、救済要求の根拠にはならない。この項はRRS 62.1(a)を変更している。

14、ゼネラルリコール

14.1 ゼネラルリコールは、RRS 29.2により信号が発せられる

14.2 ゼネラルリコール後の再スタートは、原則として10分後を予定する。

15、フィニッシュ

フィニッシュラインは、コミッティーボートのクラブ旗を掲揚したポールとフィニッシュマーク（黄色）との間とする。

16、[DP] 一時的なエンジンの使用

RRS 42.3(h)を次のとおり変更し、適用する。

16.1 艇は次の条件で、そのレースで著しく有利にならない場合には、エンジン又はその他の方法で推進することができる。

①コース上の障害物（灯標、灯浮標、竹竿、発砲スチロールブイや浮玉等）又は船舶との衝突を緊急に防止しなければならない場合。

②強風又は無風、強潮を含む極端な天候から避難しなければならない場合

16.2 艇がエンジンを使用した場合、使用開始時刻、及び停止時刻（又は稼働時間）、及び使用状況（使用開始時点での概位・航走方向・航走距離等）を記録した申告を、抗議締切時刻までにレース本部に提出しなければならない。

- 16.3 申告に基づき、プロテスト委員会は適当と判断される値の「タイムペナルティー」を課すことがある。

17、タイムリミット

タイムリミットは16：30とする。この時刻までにフィニッシュしなかった艇は、このレースにフィニッシュしなかった（DNF）と記録される。これはRRS35及びA4を変更している。

18、コース短縮

- 18.1 レースコミッティーは、コースの短縮を行うことがある。
- 18.2 コース短縮の場合は、S旗を掲揚したコミッティーボートと直近のブイの間をフィニッシュラインとする。

19、帰着申告

フィニッシュをもって帰着申告とする。

20、抗議

- 20.1 抗議書は、レース本部で入手できる。抗議、救済要求および審問の再開の要求は、レース終了後90分以内にレース本部に提出されなければならない。
- 20.2 抗議は、出来るだけ早く、ほぼ受付順に審問される。
- 20.3 抗議の通告は、審問の場所及び時間、抗議の当事者、又は証人として指名された者を競技者に知らせるため、抗議受付締切時刻後30分以内に掲示される。
- 20.4 レース委員会、プロテスト委員会またはテクニカル委員会による抗議の公示をRRS61.1[b]に基づき伝えるために掲示する。
- 20.5 [DP] 帆走指示書3、5、24、25の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。この項はRRS60.1(a)を変更している。これらの違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会が決めた場合は、失格より軽減することができる。

21、順位、得点及び大会の成立

- 21.1 順位は、レースの所要時間（秒）に当レース委員会が決定したハンディキャップ（TCF）を乗じた修正所要時間（秒単位、以下は切捨て）による。尚、参加各艇のTCF値はレース前に別途定める。
- 21.2 各クラス内での順位は、修正所要時間が同一の場合は、T.C.F. 値の低い艇を上位とする。
- 21.3 総合優勝の決定においては、修正所要時間が同一の場合は、T.C.F. 値の低い艇を上位とする。

22、失格に代わる罰則

- 22.1 RRS第2章に関わる規則違反については、RRS44.2「2回転ペナルティー」を適用する。
- 22.2 [DP] RRS第2章以外の規則違反についてプロテスト委員会は、失格または適当と判断される「タイムペナルティー」を課することができる
- 22.3 [SP] 個別リコールに関わる規則違反については、OCSに代わる罰則として、所要時間に5%を加算する「タイムペナルティー」を課す。これはRRS64を変更している。

23、賞

- 23.1 各クラスの第1位と第2位にカップを授与する。
ただし、特定のクラスの申込が4艇以下の場合には、当該クラスは第1位のみ授与とする。
- 23.2 各クラスを通じて修正所要時間の最少艇に総合優勝として賞金（10万円）を贈る。

24、[DP] [NP] 安全規定

- 24.1 レース参加艇は、レースの為ハーバーエリアから出港後、レース終了後ハーバーエリアに帰港までの間、個人用浮揚用具（ライフジャケット）を着用しなければならない。
これはRRS40を変更している。
- 24.2 JSAF登録艇が使用するライフジャケットは、「付則Bインショアレース用特別規定」5.01.1に規定されたものでなければならない。
- 24.3 JSAF非登録艇が使用するライフジャケットは、前項の機能を備えた「小型船舶安全規則に規定する小型船舶用救命胴衣（認証済・桜マーク付）でなければならない。
- 24.4 個人用浮力用具、救命胴衣、ハーネス等は、全ての着衣の上に装着すること。
- 24.5 艇はジャックラインを取り付け、レース中は、乗員はハーネスでもってこれと繋ぐものとする。
- 24.6 艇は、レース海域で使用できる2台以上の携帯電話を携帯しなければならない。
- 24.7 艇は、電動ウインチ、オートパイロット、ウインドベーンの使用を認められる。
- 24.8 レースからリタイアした艇は、出来るだけ早くレースコミッティーに申し出るものとする。

25、[DP] [NP] 無線の使用

- 25.1 艇は、緊急時を除き、レース中にVHF72chでの無線送信をしてはならない。
- 25.2 レース委員会は、上記1以外のいかなる通信形態・情報交換の方法も制限しない。この項はRRS41「外部の援助」に該当しないものとする。

26、責任の否定

このレガッタの競技者は自分自身の責任で参加する。RRS4 [レースをすることの決定] 参照。主催団体は、レガッタの前後、期間中に生じた物理的損傷または身体傷害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。

27、レース本部・緊急連絡先

このレガッタのレース本部等は次のとおりとする。

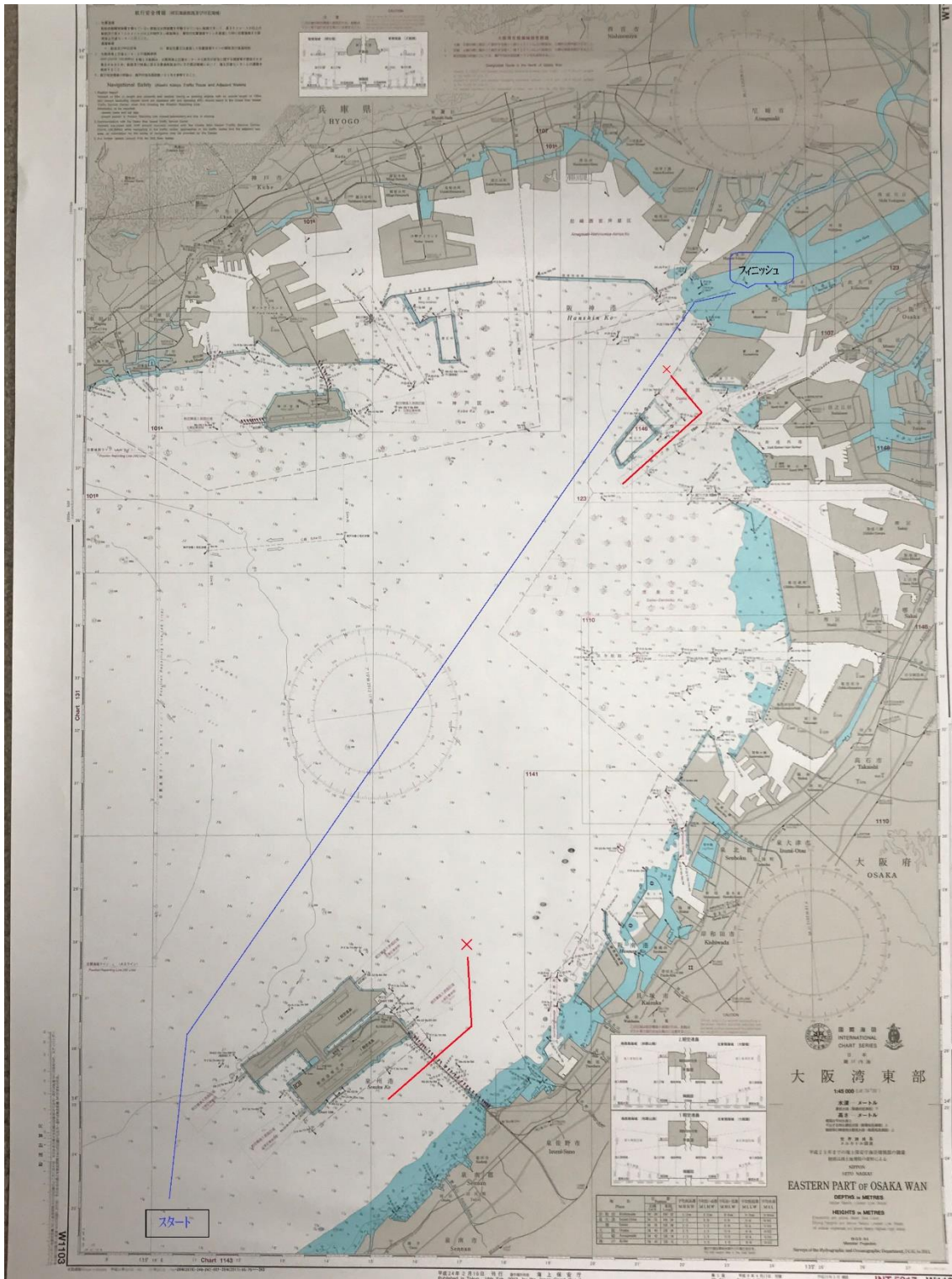
平成30年9月22日 淡輪ヨットハーバー内

9月23日 大阪北港マリーナ・メルボルンハウス

緊急連絡先 宇都宮則夫 090-5464-2423 レース委員長

藤本増夫 090-3166-8993 事務局 以上

付属文書1 海図（レース海域、コース概略図）



付属文書2 海図（関西空港島 西南角付近）

